

## 普通預金

2021年4月1日現在

1 商品名 (愛称)	普通預金
2 販売対象	・ 法人及び個人の方
3 期間	・ 期間の定めはございません
4 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 随時払い戻しできます
6 利息 ①適用利率	・ 変動金利（毎日の店頭表示利率を適用します）
②利払方法	・ 年2回（3月、9月）口座に入金いたします
③計算方法	・ 付利最低残高：1,000円 ・ 付利単位：100円 ・ 1年を365日とする日割計算
7 税金	・ 個人のお利息には20.315%（国税15.315% 地方税5%）の税金がかかります。 * 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。 ・ マル優ご利用の場合は税金はかかりません ・ 法人は総合課税となります
8 手数料	・ キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定による手数料をいただくことがあります（詳しくは手数料一覧をご覧ください） ・ 以下の条件をすべて満たす口座は、未利用口座管理手数料（年間）をいただきます。（2022年4月1日より適用） ①2年間以上取引がない ②当該口座の預金残高が1万円未満 ③定期性預金、預り資産系取引等複合取引がない ④当座貸越を含む融資取引がない （詳しくは手数料一覧をご覧ください）
9 付加できる 特約事項	・ キャッシュカードによる預入、支払、振込がご利用いただけます ・ 個人のはマル優のお取扱いができます ・ 個人の方で「総合口座」の定期預金をご契約いただいた場合、当座貸越がご利用いただけます 貸越限度額 定期預金担保分を合計した金額の90%（最高200万円） 貸越利率 担保定期預金利率+0.5%
10 中途解約の 取扱い	—
11 金利情報の 入手方法	・ 店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください
12 苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9:00～17:00、電話：0120-45-0690）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9:00～17:00、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13 その他の 重要事項	・ 預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・ 公共料金の自動支払い及び給与、年金等の受取ができます